

奨 学 生 願 書

提出日：令和 年 月 日

フリガナ			性 別
氏 名	印		男 ・ 女
生 年 月 日	年 月 日生 (歳) ※西暦で記入		
所 属	学部・学群		学科・学類
学 生 番 号		年 次	
奨学金種類	学業奨励奨学金 スポーツ奨学金 () (個人・団体) ※該当項目に○をする。併願の場合は別の用紙（1枚ずつ）で提出すること		
現 住 所	〒 携帯： E-mail		
出 願 理 由			

※応募書類は審査目的以外に使用されることはありません。

学 長 殿

誓 約 書

令和5年度名桜大学奨学生として、_____奨学金の給付を受けるにあたり、
名桜大学奨学金規程を守り、奨学生としての責務を果たすことを誓います。

提出日：令和 年 月 日

所 属	学 部 ・ 学 群		年 次	学 生 番 号		
フリガナ					性 別	男 ・ 女
氏 名	印					
生 年 月 日	年 月 日生					
本 人 現 住 所	〒 TEL ()					
家 族 住 所	〒 TEL ()					
奨 学 金 振 込 口 座	銀 行 名	銀行	支 店 名	支店	店番号	
	預 金 種 類		口座番号			
	フリガナ					
	口 座 名 義 人					

*振込口座は、奨学生本人の口座を記入すること。

*団体申請は、部・サークルの口座を記入すること。（個人口座不可）

【規程抜粋】

第15条 学長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、学生サポート委員会の議を経て奨学金の支給を取り消すことができる。

- (1) 奨学金の支給年度において、学業成績及び性行が著しく不良となったとき。
- (2) 奨学生としての責務を怠り、奨学生として適当でないと認められたとき。
- (3) 奨学金を必要としなくなったとき。
- (4) 休学又は除籍・退学等の懲戒処分を受けたとき。
- (5) 傷病等により成業の見込みがなくなったとき。
- (6) 願書等の提出書類に虚偽の記載をしたとき。

第16条 前条の規定により、奨学金の支給を取り消された場合は、当該年度に支給された奨学金の全部又は一部を返還させることができる。